

令和8年度私立幼稚園等特別支援教育費補助金の概要

1 趣 旨

心身に障害等のある幼児の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園への就園を促進するとともに、私立幼稚園等における特別支援教育の充実と振興を図るため、心身に障害等のある幼児を在園させる私立幼稚園等の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 対象幼児

(1) 5月1日又は10月1日現在で、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園する心身障害幼児で、次のいずれかに該当する者

- ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 療育手帳制度要綱による療育手帳の交付を受けている者
- ウ 医学上又は心理学上の診断又は判定により、学校教育法施行令に規定する「障害の程度」と同程度の障害を有すると認められる者

(2) 認定こども園における取扱いについて

①幼稚園型認定こども園

1号認定子ども、2号認定子どものいずれも補助対象です。

②幼保連携型認定こども園

- ・ 1号認定子どもは、全園において補助対象です。
- ・ 2号認定子どもは、平成26年度時点で幼保連携型認定こども園（旧接続型）であり、平成27年度に幼保連携型認定こども園に移行した園〔別添3参照〕のみが補助対象です。

※ 詳細は文科省通知「令和3年度以降の幼稚園型認定こども園における私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）の取り扱いについて」（別添2）を御参照ください。

3 事業の概要

(1) 補助対象経費

特別支援教育の実施に要する経費

- (例) ・ 補助教諭や看護師等の雇用経費や担任教諭の特別手当の支給に要する経費
- ・ 手すりの設置や床の滑り止め等の軽易な修繕費（資産価値の増加や減価償却期間の延長をもたらさない程度のもの）、障害児用のいすやマット等の購入費用
 - ・ 特別支援教育研修会への参加費用や障害児教育用図書の購入費用

※当補助金は、「心身に障害等のある幼児」が在園する場合に、その「特別支援教育の実施に要する経費」を補助するものです。単に、対象園児が在籍しているというだけでは補助の対象となりませんので、御注意ください。

(2) 補助単価（園児1人当たりの交付額）

予算の範囲内で交付します。次頁の単価はあくまで予定額です。

* 学校法人（対象幼児2人以上在園の幼稚園等、対象幼児1人在園かつ総園児数80人未満の幼稚園等）への補助金は、1/2が国庫補助金です。各都道府県の補助金の合計額が国の予算額を上回った場合、国から県への補助金が減額される可能性があります。

(参考：令和8年度予定額 予算の都合により補助単価が低くなる可能性があります。)

区分	5月1日及び10月1日現在 において在園	5月1日又は10月1日現在 において在園
学校法人2人以上在園	784,000円	392,000円
学校法人1人在園 (総園児数80人未満)		
学校法人1人在園 (総園児数80人以上)	392,000円	196,000円
非学校法人	392,000円	196,000円

例) 学校法人で3人在園 (全員が5月1日及び10月1日在園) 784,000円×3人=2,352,000円

4 主な事務の流れ(予定)

日程	内容	対象
今回	・障害幼児調査票等(5月1日現在)の提出依頼 ・対象となる幼児の保護者へ診断書等の提出依頼 (以後随時)	学事課 → 幼稚園等 幼稚園等 → 保護者
6月30日(火)	・上記依頼の提出期限	幼稚園等 → 学事課
9月	・障害幼児調査票等(10月1日現在)及び事業 計画書の提出依頼	幼稚園等 → 学事課
10月15日(木)	・上記依頼の提出期限 【診断書等の最終提出期限】	幼稚園等 → 学事課
12月	・内示(補助対象者数・補助額)及び交付申請書 の提出依頼	学事課 → 幼稚園等
1月	・交付申請書の提出期限	幼稚園等 → 学事課
2月	・交付決定通知及び請求書の提出依頼 ・請求書の提出	学事課 → 幼稚園等 幼稚園等 → 学事課
3月以降	・補助金の交付及び実績報告書の提出依頼 ・実績報告書の提出 ・額の確定通知	学事課 → 幼稚園等 幼稚園等 → 学事課 学事課 → 幼稚園等

※ 5月2日～10月1日に入退園した方がいた場合は、事前に学事課に御相談の上、保護者への診断書等の依頼は、随時行ってください。【令和8年10月15日(木)最終期限】

5 保護者の理解促進について

この補助金の申請には、保護者の方の理解と協力が不可欠です。

診断書等の提出を受けるに当たっては、保護者の方に十分な説明を行っていただき、必ず、補助金申請への同意を得てくださるようお願いいたします。

6 診断書等の取得について

「【重要】診断書等の取得について」を御確認ください。

前年度（令和7年度）の補助対象園児で、障害の内容から今年度においても障害が継続していると判断できる場合には、「診断書等」の提出は不要です。

その場合、園において保護者の方に、今年度も引き続き補助金を申請する旨を説明し、同意を得た場合においては、「確認書」の提出は省略して差し支えありません。その場合であっても、「障害幼児の幼稚園等における状況等（別紙4）」は御提出ください。

ただし、障害の状況の変化に応じて、新たに学事課へ診断書等を提出する場合には、必ず確認書を提出してください。

7 その他

補助金の内容について御不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください。

担 当：学事課幼稚園担当 田島
電 話：048-830-2560
Mail：a2550-13@pref.saitama.lg.jp